

平成 26 年度第3回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

委員発言概要

(1)①DV防止対策関係事業について

(佐藤委員)

高校生、大学生、教員と対象を広げて啓発しているのは良いと思う。
対象者が違うことで内容がどのように変わってくるのか教えてほしい。

(稲見委員)

高校生は基本的に 50 分授業だが、大学生は 90 分授業なので、幅広くDVのことを伝えられる。
様々なDVの問題があることに触れてからデートDVの話に入っていくことができる。

(山本委員)

講座・研修を行った後にアンケートを実施して反応や問題点等を把握していないのか。しているのであればどのような反応があったのか教えてほしい。

(男女参画・県民協働課)

講座・研修を行う際には必ずアンケートを実施している。アンケートの集計結果は持ち合わせていないが、デートDVについての気づきやデートDVの経験があるという報告を受けたり、講座を通じて理解が深まったという感想があった。

(堀川委員)

本校は昨年度、生徒を対象とした講座を実施し、今年度は教職員を対象とした研修を実施した。
また前任校においても生徒を対象に実施したが、アンケートを見ると、「こんなこともDVになるのか。」「実際にこれもDVなんだ。」という感想が多くあった。

教職員も研修の後、「DVに対する知識が浅かった。研修で学んだことを生徒に伝えていきたい。」という感想があり、大変有意義な研修であったと思う。

生徒を対象とした講座は学年ごとに実施しているので、引き続き次の年度でも実施していきたい。

(中村会長)

実施する側は同じであっても、対象となる生徒は続々と変化していくので、継続して実施することが大事だと思う。

(稲見委員)

資料2の3Pに「DV防止啓発団体及び各相談窓口情報交換会」とあるが、これはどのような団体が参加したのか。

(子育て支援課)

昨年度までこの情報交換会は女性保護対策協議会、えひめDV被害者サポートセンター、NPO法人新居浜ほっとねっと、愛媛県男女共同参画センター、松山市男女共同参画推進センター、婦人相談所等の各団体による持ち回りで開催していたが、今年度からは子育て支援課が主催している。構成団体は昨年度までと同じである。

(稲見委員)

情報連絡会の立ち上げ時には啓発団体として人権擁護委員が入っていたが、いつのまにか連絡がなくなった。人権擁護委員も啓発を行っているので参加団体に加えてほしい。この情報交換会は様々な団体が参加しており、有益な情報交換ができた。単独では限界があるので、情報交換会での交流が大切だと思う。

(中村会長)

啓発団体の把握が課題になってくる。

(1)②愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会の協議内容について

(高本委員)

資料3の5P、Bグループの意見に「窓口を一本化して、情報集約のうえ、関係機関へ情報提供するシステムを作るのが理想だが、どこが担当するのかという問題があり、難しい。」とある。実際、配偶者暴力相談支援センター、県、地域包括支援センター等が連携できていないと感じる。被害者が高齢者であれば地域包括支援センターだが、女性や児童だと色々な問題が出てくる。各機関の情報共有が必要だと思う。

資料3の6P、Dグループの意見に「被害者本人だけを支えるのは有益ではない。」とある。本人だけでなく地域社会全体で支えることが必要で、そのためには地域住民に理解してもらえる政策を考えるべきだと感じた。

(中村会長)

情報の一本化、連携が必要と言いつながらできていないこともある。

(2)DV防止対策基本計画の改定について

委員からの意見なし

(3)意見交換

(高本委員)

学生や教職員に対する講座・研修は義務化されていないのか。

いたわりを欠いているから暴力、いじめが多いのではないかと感じているので、人に対するいたわりを伝える場が必要だと思う。今は核家族が多いので、祖父母と接する機会が少ない。中学校や高校で高齢者と接する機会を設ける必要もある。

(中村会長)

学校教育ではカリキュラムがあり、プログラムとして道徳がある。ここにどのようにDVを加えていくか。

(堀川委員)

高校では3学年とも人権・同和教育ホームルーム活動を実施している。その中にDV防止の内容を取り入れていく必要があると思う。人権・同和教育では、いじめや差別、同和問題等多くの内容について指導している。その中で、DV防止に関連した内容を取り入れていくことが望ましいと思う。また、高校においても道徳教育を推進するために全体計画を作成しているので、その中でも今後検討していく必要がある。

教職員研修についても、全ての高校が研修の機会を設けているので、DV防止についての研修を推進していきたい。

(佐藤委員)

小中学校ではDVに特化した啓発講座はない。今インターネットが大きな問題になっており、子どもたちはSNS以外にもゲーム機を通じて目に見えない人とやりとりをしている状況がある。このような課題に向き合う際に、人との出会いをどのように考えていくか。言葉による暴力や、書き込みが残って消えないことも含めて、目に見えない人と知り合いになることはどういう危険性をはらんでいるかを子どもたちに伝えている。

DVに特化した形ではないが、発達段階に応じて内容を膨らませ、人権教育と絡めながら取り組むと良いと思う。今後は道徳が教科となり、人との関わりや出会いについて改めて考える機会が増えていくのではないかと。

(稲見委員)

高校生の感想文を読むと、デートDVを重く受け止めながら人と人とのより良い関係を築くには思いやりの心が大事と書いている。デートDVは大事なことであるにもかかわらず、未だに全高校で実施されていない。私は各高校の門戸をたたきながら、未実施の高校で実施できるよう取り組んでいる。人と人とのより良い関係を築いていくために、1つのテーマとしてデートDVは大事な課題だと思う。

高校生の感想文の中には、「中学校から同和問題や差別の問題等様々な人権教育を受けてきたが、このような行為が人権侵害にあたるのだと初めて知った。このような大事なことはもっと早く知りたかった。」、「デートDV防止啓発講座が全国的に実施されたらもっとDVは減るのではないかと思う。」とあり、我々の力は微々たるものだが、デートDV防止啓発講座が実施されることで相手に対する思いやりの心が育っていくのではないかと感じた。

諸問題は1本の木から枝に分かれており、いじめだけに対処するのでは限界があると思う。小さい頃から思いやりの心を育む教育をしていくことが大事。

ある高校では毎年2年生を対象に実施し、ある高校では数年に一度全校生徒を対象に行っている。実施しているところは毎年開催しているが、一度も実施していないところもあるのが現状だ。

(中村会長)

教職員に対する研修で意識を高めていくことで、デートDVを実施する学校が広がっていくのではないかと。人権の範囲は広いが、入口に関わらず行き着くところは共通すると思う。山本委員からもあったが、アンケート結果を公表することも一つの方法かもしれない。

(加藤委員)

希望のあった高校で実施しているのか。

(稲見委員)

人権擁護委員は各学校を訪問して、お願いをしている。

(加藤委員)

県で努力目標を設定していないのか。

(男女参画・県民協働課)

目標は設定していない。

各学校へは文書でお願いをして、要望のあった学校において実施している。極力新規の学校で実施しているが、もう少し働きかけに工夫が必要であると考えている。またアンケート結果を集計しているので、今後は本会議に提供したい。

なおDVについては、デートDVを始め、医療機関向け、福祉職員向け、民生児童委員向け、人権擁護委員向けのパンフレットを作成しているので幅広く取り組んでもらえるようお願いをしていきたい。

(加藤委員)

新聞は他の媒体に比べ、差別の問題等に力を入れて取り組んでいるつもりだが、一方で若い世代が新聞を読まなくなっている。我々としても考えていかなければならない課題であると認識している。

(堀川委員)

高校では教職員研修を毎学期実施している。どのような題材を取り上げるかを研修課が検討する。2学期は人権同和教育校内研修会であり、私の方からDV未然防止教育研修を提案した。

生徒に対しては人権・同和教育の講演会の中でDV防止を取り上げた。毎年DV防止に関する講演会を実施することは難しいとしても、人権教育という観点からスムーズに入っていけるのではないかと思う。DVが人権・同和教育の大きな分野の一つであるという考え方で取り組めば各高校は実施しやすいと思う。

(中村会長)

DVについては性の問題を含んでいるので少し抵抗があるのかもしれない。学校関係者である佐藤委員、堀川委員の努力もあって、今後、学校現場での啓発が進んでいくと思う。

(渡邊委員)

虐待やいじめ等の問題を解決するためには幼少の頃から愛情や善悪の区別等を教えることが大切で、そのためには県や市が教員の研修を行うべきであると思う。

(中村会長)

DVは配偶者及び生活の本拠を共にする交際をする関係から出てくるトラブルが基本で、高齢者、子ども、人権教育の問題へと広がっていくと思う。そのような視点で次に高齢者の夫婦について議論したい。

(稲見委員)

相談があったときに、高齢者だから地域包括支援センターに連絡すべきなのかDVだから別の機関に連絡すべきなのか悩むことがある。窓口を一本化して、そこから適切に対応するワンストップサービスが望ましい。

(渡邊委員)

新居浜市は地域の人との関わり、地域包括支援センターとの連携を重視している。民生児童委員は月数回独居老人や関係する人の話を聞いて、報告書を月1度の定例会へ提出している。わずかな変化も見逃さないという姿勢で取り組んでおり、高齢者の見守りは民生児童委員の活躍が不可欠だと思う。

(高本委員)

高齢者虐待についてよく地域包括支援センターに連絡がある。認知症になった高齢者の家族はその人の人格が崩壊していく様子を見ているが、認知症であることを認めずもつとできるだろうと虐待してしまうケースが多い。また親自身も愛情の一環と思い、虐待を認めない。通報を受けて現場に向かっても虐待であると認めないので対応が難しい。家族の關係に地域包括支援センターが入り込めず、警察でないと対応できないことも多い。

(中村会長)

今後は地域包括支援センターの果たす役割が期待される。どのように關係機関と連携していくか、またそれをどうサポートしていくかが大事。

(山本委員)

高齢者虐待防止法の先駆的な点は虐待をする側への支援があることであり、根本から考えていくためには虐待をする側への支援を考える必要がある。

また虐待は表に出ず潜在化する傾向がある。これを発見していくために大事なのが地域の連携であり、特に地域包括支援センターと民生児童委員が貴重な役割を果たす。ただ情報の共有が図られていないことがあるので、行政が主体となって共同研修を行い、關係機関の情報共有と連携強化を推進する必要がある。

(中村会長)

社会的地位の高かった人が認知症になると対応が難しい。

(安永委員)

民生児童委員の見守りの対象は独居老人である。しかし最近では高齢者夫婦の世帯や高齢者一人と息子一人の世帯等多様化してきており、高齢者虐待発見のためには独居老人以外にも気をつけていかなければならない。そのためには研修が大切だと思う。

(渡邊委員)

高齢者は自分さえ我慢すれば済むと考えて黙っている傾向があるので、民生児童委員が訪問しても虐待の事実を話さないケースがあるのではないかと。県・市町、民生児童委員、關係機関が情報共有を進めていくべきである。

(中村会長)

資料2の2P、相談案件が増加しているのは単純にDVが増加しているからだけではなく、今まで見えなかったものが明らかになってきているからだと思う。増加した背景に婦人相談員を増員した等の要因があるのか。人を増加させた結果、人を教育した結果として見えてくると評価として強みがある。

(子育て支援課)

各市の婦人相談員について、昨年度に増員したということはない。

(高本委員)

地域包括支援センターは有効な手段である。しかし人材不足で一人に多くの案件がのしかかり、耐え切れず辞めてしまう人が後を絶たない。質だけでなく多くの案件に対処できるだけの人材の確保が必要。

(山本委員)

地域包括支援センターは地域において身近な存在だが、マンパワーの問題があり全てのことに対処できない。

さらに現在問題となっているのは男性介護者である。今までほとんど家事をこなさなかった人が突然介護しなければならない状況に直面し、対応できず虐待に至るケースが増えている。この新しい問題に対処していくためには高齢者に関する情報が一元的に集まる地域包括支援センターをいかに充実させていくかが鍵となる。

(中村会長)

情報収集を行い、早期に危険な芽を見つけて対処することが大事。現在はSNSの時代でどこかにDVに関するつぶやきがあると思うので、対策を考えていかなければならない。新しい社会の動きに対応する必要がある。

(山本委員)

DVは議論の範囲が広がるが、本会議はどの範囲を想定しているのか。

(中村会長)

まずは配偶者と生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手から生じる問題について議論する。

(男女参画・県民協働課)

配偶者及び事実婚関係と同様の事情にある者、それから今回の改正の対象となった生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を想定して意見をもらいたい。

対象は高齢者や児童等様々あると思うが、基本的には配偶者等の暴力の防止を中心をお願いしたい。

(市川副会長)

弁護士の立場から言うと、ここはDV防止に関する会議で基本的にはDVに関わる問題についてどのような対策を取れば未然に防止できるかを議論する場である。その延長線上に中学生や高校生等の若年層に対する啓発活動がある。これは長期的な視点で考えると有効な活動の一つだ

が、短期的な対応としてはDVについて教員に十分理解してもらい、それを生徒に伝えていくことが効率的なのではないかと思う。本来は県が学校に対して、義務付けとまでは言えないが、各学校に受講する機会を設けさせることができれば一番効率的だが、実際問題として難しいと認識している。

弁護士会においても以前、法教育として弁護士を派遣する事業を行ったが、結局個人的な伝手に頼ってお願いに行かなければならなかった。実施する側が頭を下げてお願いに行く形でしか進まない。

DVに関しては法が整備され基本計画も何年かに一度改正されている状況なので、本来であればもう少し学校教育の中で行政ができることがあるのではないかと思う。

また未然防止も大事だが、実際に起きた案件についてどう対応するか、どう組織的連携を取るかを考えることも問題を解決するための一つの方法として必要なのではないかと思う。

高齢者がDVの加害者となったときにどのような対応ができるか。事象を発見する可能性が高いのは情報が一元的に集まる地域包括支援センターだが、その後どのように対応するかを考えたときに連携がないので対応できないこともある。これは弁護士の対応、これは警察の対応となったときに、密なる連携は難しいにしてもゆるやかな連携ができていれば対応が違ってくるのではないか。

現実の問題に対応するための連携づくりが大事であり、ケースについてどのように対応すべきか具体的な提言があれば、それを元に検討していくことが可能なのではないか。

(中村会長)

駆け込み寺ではないが、相談できる窓口として弁護士会と地域包括支援センターとの間で連携ができていれば、警察に行く前の段階で相談するシステムとして機能するのではないか。

(高本委員)

弁護士や警察が関わるケースにおいて地域包括支援センターは被害者と加害者の分離を考える。その後の家族との面会や財産の問題等については弁護士にお願いするが、それ以前にどのように関わるのか教えてほしい。

(市川副会長)

従来は問題が起きたときに誰かに紹介してもらい弁護士に相談するしかなかった。組織づくりができれば弁護士を利用しやすいと思うし、弁護士も関与しやすい。現在は連携の環境づくりができていないので、各ケースについてどのように対応できるか等の勉強会から始めるべきだと思う。

(中村会長)

相談に行っている間はまだ安全だが、相談に来なくなり事態を把握できなくなった場合が危険である。SNSでも同様のことが言えるのではないか。

(稲見委員)

内閣府の調査において、DV被害に遭った人のうち相談に行っている人の割合は低い。どこに相談に行ってもよいのか分からない人が4割程度いる。愛媛県でも同じ状況なのではないかと思う。講演を行うときは県作成のパンフレットを配布して相談機関の周知に努めている。「公的な相談機関があると知っただけでも今回の講座を受講してよかった。」という感想もある。またある女子高校生は「トイレに貼っていたDVについてのシールを見て相談に行った。」と書いていた。相談先を掲載した小さい啓発資料を作成・配布してはどうか。

(男女参画・県民協働課)

稲見委員の意見を参考にしながら、若年層への啓発、相談先の周知の徹底、関係機関との連携強化に取り組んでいきたい。

(中村会長)

高齢者の場合、民生児童委員や近所の人が見守っているから安心という面もあるが、DVについて近所の人だから言えないという状況もあると思うので、第三者的な相談窓口を確保していく必要がある。

またDVにどのように対処するかだけでなく、DVを受けた後のケアやフォローをどのようにするかを考えなければならない。

(加藤委員)

婦人相談所、婦人相談員等に使われている「婦人」という呼称は語源などの関係でありあまり使われなくなっていると思うが、公的な名称として婦人相談所としているのは法律の条文にあるからなのか。

(子育て支援課)

婦人相談所は売春防止法に基づき都道府県が設置すべき施設なので、法律に基づいた呼称である。

(中村会長)

男女共同参画という言葉も男女が平等ではないから存在する。法律に基づいた呼称なので、すぐに改正することは難しいだろう。

(子育て支援課)

施設の法律上の名称は県としてはどうすることもできないが、県の機関としてどのような名称としていくかは検討したいと思う。

(中村会長)

現場に即したディスカッションができた。今年度から実施している地域ブロック別担当者会で、具

体的な事例を話し合うことによりそれぞれの役割を把握し、問題が生じたときすぐに連絡できる関係を作っているのは一歩前進であると思う。これを機に警察・現場・行政が互いに顔の見える関係を作ってほしい。